

平成25年度事務事業評価調書

整理番号	10	枝番	2
評価担当課	高齢介護課介護保険係		

1 施策体系と事務事業

事務事業名	介護保険 介護サービス事業勘定・風連		
総合計画の位置づけ	有	基本目標	2 安心して健やかに暮らせるまちづくり
	無	主要施策	5 高齢者福祉の充実
		基本事業	3 介護保険サービスの充実
		実施計画事業	1 介護給付事業の推進

2 事務事業の概要等

目的(何のために)	要介護認定者等の市民が安心して適切に必要な福祉サービスを受けられるため			
対象(何を又は誰を)	要介護認定者等の市民			
手段=活動(仕事) (どのような方法で)	介護保険の施設サービス、居宅サービスの提供			
意図(どのような成果を期待しているか)	保健医療の向上及び福祉の増進			
事業実施主体	社会福祉法人名寄市社会福祉事業団			
事業実施方法	直営	一部委託	全部委託	補助等 請負 <u>その他(指定管理)</u>
事業実施期間	始期	年度	終期設定	有(終期 年度) ・ 無
根拠法令・条例等	老人福祉法 介護保険法 名寄市特別養護老人ホーム条例 名寄市在宅老人デイサービスセンター条			

3 事務事業の現状

(1) 達成状況等の推移

	指標名及び内容	単位					目標年度 (年度)
			H22	H23	H24	H25見込	
活動指標	1 事業費(予算) 事業費(決算)	千円	目標	55,283	61,481	48,189	69,901
			実績	55,278	60,362	48,015	
	2 施設管理費・公債費(予算) 施設管理費・公債費(決算)	千円	目標	57,752	39,720	18,712	10,224
			実績	57,559	39,561	18,646	
成果指標	1		目標				
			実績				
	2		目標				
			実績				

(2) 事業費の推移

(千円)

区分	H22決算	H23決算	H24決算	H25予算	平成24年度の事業費内訳
事業費	112,837	99,923	66,661	80,125	
					人件費(事業費に含む) 18,646
国道支出金					委託料 40,293
地方債					補助金 6,333
その他					備品購入費 1,389
一般財源	112,837	99,923	66,661	80,125	
人件費	0	0	0	0	
平均給与額	6,608	6,683	6,629	6,629	
担当職員数	0.00	0.00	0.00	0.00	
総事業費	112,837	99,923	66,661	80,125	
対前年比(%)	—	89	67	120	コストの算出方法
事業コスト					
活動指標1					
活動指標2					
活動指標3					

(3)事業スタート後の情勢変化やこれまでに取り組んだ改善点

情勢の変化	
改善点	指摘事項 無 介護サービスの利用料金等の請求及び受領、保険給付の請求及び受領、指定居宅サービス事業者の更新等の届出に関する業務

4 事務事業の点検

以下の視点から点検し、(a:高い、b:やや高い、c:やや低い、d:低い)から選択し、その理由等を記入すること。

項目	評価	判定した理由・説明等
妥当性	a	入所施設から在宅サービスまで一連として社会福祉法、老人福祉法等の根拠法令をもとに設置、経営しています。市が設置していることの安心感は市民の中に定着していると考えます。
市が主体的に実施すべきか、社会・市民ニーズに適合しているか？		
有効性	a	介護サービスが必要な要介護認定者が増加しており、居宅介護サービス・施設介護サービスの提供が適切に行われることが安心して暮らしていくために必要不可欠となっており、要介護高齢者等を支えるサービスの拠点として必要であると考えます。
目的を達成するための方法として有効か？		
効率性	a	平成22年度から指定管理者が利用料を直接徴収し、滞納者へはサービス提供時などに適宜納付の勧奨を行うなどの効率化を図っています。
経費に見合った成果が発揮されているか、コスト削減の余地はないか？		
公平性	a	利用料については介護保険法の規定どおり。入所にあたっては定期的に入所判定会議を開催し、偏りのない公平なものとなるよう配慮している。
受益者負担は適正か、受益者に偏りがないか？		
達成度	a	しらかばハイツの入所・短期入所及び風連在宅老人デイサービスセンターにおける利用者は月平均154人であり、名寄市の介護サービスの一翼を担うものとなっている。建物の老朽化に伴う改修などは今後も予想できるが、適切な介護サービスの提供を継続して行うことが必要となってくる。
活動指標、成果指標の達成度は？		

5 1次評価

評価結果	理由	
A	老人福祉法・介護保険法を具現化していく施設としては必要不可欠であり、かつ要介護高齢者のセーフティネットとしても今後も継続が必要です。	
A: 現状のまま継続	改善の方向性(評価B,C,Dの場合には必ず記入すること)	
B: 進め方を改善		
C: 規模・内容を見直し D: 抜本的な見直し(廃止・縮小)		

6 外部評価(1次評価に対する提言等)

評価結果	提言等
A	1次評価のとおり

7 2次評価(1次評価、外部評価を受けての最終評価)

評価結果	意見等
A	老人福祉法・介護保険法を具現化していく施設としては必要不可欠であり、かつ要介護高齢者のセーフティネットとしても今後も事業の継続が必要。